

## 《平成 26 年度夏季指定施設利用要領》

千葉県農協健康保険組合

健康保険組合では、平成 26 年度体育奨励事業の一環として、被保険者並びに被扶養者の健康増進と体力づくりのため、県内保健施設を指定して利用料を本要領により補助する。

### 記

1. 指定施設 別紙のとおり

### 2. 利用期間

- |                 |       |   |       |   |
|-----------------|-------|---|-------|---|
| (1) 鴨川シーワールド    | 7月12日 | ～ | 8月31日 |   |
| (2) マザー牧場       | 7月12日 | ～ | 8月31日 |   |
| (3) 蓮沼ウォーターガーデン | 7月12日 | ～ | 9月15日 | (但し 7/14～7/18・9/1～9/5<br>9/8～9/12 は休園日) |
| (4) 酒々井ちびっこ天国   | 7月12日 | ～ | 8月31日 | (但し 7/14～7/18 は休園日)                     |
| (5) 稲毛海浜公園プール   | 7月19日 | ～ | 8月31日 |   |

3. 利用者の範囲 当組合の被保険者並びに被扶養者

### 4. 利用の方法

健康保険組合発行の利用券により、入園の際、利用券に記載されている区分に○印を付して、利用者負担金を施設窓口で支払い利用する。

### 5. その他

- (1) 施設により年齢区分・営業期間が異なる場合がありますので、利用券の取扱いについて、誤りのないよう注意してください。
- (2) 利用券には事業主名、利用者名を必ず記入して利用するようご指導ください。
- (3) 利用券を使用できるのは、被保険者と被扶養者でそれ以外の者が使用することのないようご指導ください。
- (4) 事業所の行事として団体利用はご遠慮ください。
- (5) 利用券の注文は、別紙申込書で郵送又はFAXで申込みください。

**FAX 043-246-2135**

**\*利用券の送付は7月1日から開始する予定です。**